

# ドイツ世襲財産制史小論

——ウェーバー論再考——

加藤房雄

## 目次

- I はじめに
- II ウェーバー論再考
  - 1 ドイツ帝国主義の合理的建設論
  - 2 「世襲財産論」と「精神論」
  - 3 研究史批判
  - 4 「小世襲財産」と「大世襲財産」
  - 5 「森林世襲財産」の存在
- III 結びに代えて——「公共の利益」

## I はじめに

マックス・ウェーバーが1904年に詳細な検討を加えた「プロイセン世襲財産制<sup>1)</sup>(Fideikommiss)」をめぐる経済政策上あるいは法政策上の諸問題は、従来の歴史研究において、しばしば取り扱われてきたテーマの一つである。世襲財産の形成は、1850年の憲法により、いったん禁止されたものの、翌1851年には早くも再び許されると、その後たちまち目覚ましい成長を遂げ、第2帝政期の間中、その傾向を持続した。ウェーバーによれば、19世紀末期の総数は1119で、その半数近くのもの(599)が、近時の50年の間に新たに成立した世襲財産だった<sup>2)</sup>。新設のうち三分の一にも満たぬ少数の一部は、古い封土(Lehen)の世襲財産への転化形態であるが、大多数、新たに設立された世襲財産だった点も注目に値する。新設数について、1850年から1880年までの30年間で1880年以降の15年間を対比すると、後期の増加数が前期よりも少なかったのは、プロイセン東部諸州のうち、ポーゼンと西プロイセンだけで、他の諸州では、のきなみその反対の傾向を示した。とりわけシュレージエンとブランデンブルクでは、後期の比較的短い15年間に、前の時期の30年を上回る増加を記録した。1895年から1900年までの最新の数値を見ても、失速ではなく、加速を伴ったその増加の趨勢は明らかである。ワイマル憲法第155条によって廃止が決められる直前期の1914年時点で、それは合計1311存在したが、半数近く(611)が、1870年以降新たに作り出された世襲財産であった<sup>3)</sup>。こうして、土地所有規模500ヘクタール内外の線を上限とする、いわゆる「小世襲財産<sup>4)</sup>」(kleines Fideikommiss)の形成とともに、資本を土地所有へ転化させることによるその「貴族化<sup>5)</sup>」(Nobilitierung)が普及した。「土地所有と世襲財産形成へのメタモルフォーゼ<sup>6)</sup>」あるいはその「騎士農場形態へのメタモルフォーゼ<sup>7)</sup>」と呼ばれる事態が、

ドイツ第2帝政期にあつて着実に進んだのである。

## II ウェーバー論再考

### 1 ドイツ帝国主義の合理的建設論

「贅沢農場」(Luxusgut)<sup>8)</sup>あるいは「近代的成金世襲財産 (Parvenü-Fideikommiss)」<sup>9)</sup>という文言を使って、ウェーバーが舌鋒鋭く批判した新設の世襲財産とは、概して、このような「小世襲財産」にはかならなかつた。わたしは、この種の「小世襲財産」と、時には2万ヘクタールの巨大規模さえ突破した「大世襲財産」(großes Fideikommiss)<sup>10)</sup>との対極的相異を見抜いたウェーバー<sup>11)</sup>の的確な認識が、彼の「世襲財産論」の核心点の一つであることを、繰り返し指摘してきた。いささか屋上屋を架す嫌いは免れないが、いまここで、「小世襲財産」批判の要点を確認しておく、およそ次のとおりである。ウェーバーは、「小世襲財産」の形成が広範に行き亘って必然化し、彼の求めるドイツ資本主義の合理的改編とはかけ離れてしまうと危惧される事態を予見して、次のように力説する。「ブルジョア的で名目貴族的な〔小〕世襲財産の設定が一般に可能になると、それは、人間の最もあさましい虚栄心をそそることにより、ドイツのブルジョア資本を、広大な世界での経済的諸征服の道程に向かわせるのではなく、その道から、金利生活者を生み出す軌道へと強烈に誘導してしまうことになる。そうでなくても、わが国の保護貿易主義政策の隊列のなかには、彼らが居座っているというのに」<sup>12)</sup>、と。

ここには、「階級意識に目覚めたブルジョア」<sup>13)</sup>・イデオログたるウェーバーの面目躍如たるものがある。彼の眼前で、いままさに「形成されつつあるドイツ帝国主義」<sup>14)</sup>の現実において、「小世襲財産」の成立が現状以上に普及すると、それは、「広大な世界での経済的諸征服」の軌道に本来乗せられてしかるべきドイツ・ブルジョア資本を夥しく減少させると同時に、その反面、私生活の安定と安逸に腐心する小市民的「成金」の金利(地代)生活者を少なからず生み出す事態に陥らざるをえない。激越な口調とも言える強い言葉で「小世襲財産」を指弾するウェーバーの眼目は、まさしくこの点に置かれていた。したがって、ウェーバーが追求しようとした政策課題と目標は、少なくとも「世襲財産論」に関する限り、「ドイツの世界強国としての経済的地位」<sup>15)</sup>だったと捉えるのが、正しい見地であろう。

一言にして、ウェーバーの「世襲財産論」とは、一方においては、イギリス的「三分割制」<sup>16)</sup>に接近する一契機としての「大世襲財産」に端的に象徴される大土地所有の合理的要素を選別的に存続させるべきであるとした点で、同時に他方では、資本蓄積にとっての障害要因と見なされうるとともに、景気変動に対する弾力性・順応性をも欠くという二重の意味において不合理で、さらに、全世界に向けられるべきドイツ・ブルジョア資本の旺盛かつ奔放な帝国主義的活動にとって不必要な、レントナー層の微温的な培養基以外の役割をなら果たさぬ「小世襲財産」の人為的形成を断固阻止しなければならぬと力説した点において、政策論的に見て、すぐれて首尾一貫した「ドイツ帝国主義の合理的建設論」ないしは、その「合理化論」である、と結論づけられなければならない。<sup>17)</sup>

## 2 「世襲財産論」と「精神論」

この点と関わって、ウェーバーのいわゆる「創造の新局面」にその名を刻む「世襲財産論」とほぼ時を同じくして発表された著名な代表作『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（以下「精神論」と略記）との関連が、当然、問われることとなろう。わたしは、「世襲財産論」との問題視角上の基本的連続性を指摘したい。日本の西洋経済史研究史におけるいわゆる「大塚史学」の批判的継承の点で、さらには、ウェーバー社会学研究史上も、等閑に付されてはならぬ、この興味深くも重大な問題点について、かつてわたしは、一つの仮説的議論を試みた。<sup>18)</sup>ここでは、その結論部分の要点を手短かに回顧しておきたい。まず、ウェーバーの主張に耳を傾けることから始めなければならないが、この点で有益なのは、「創造の新局面」に先立つ1895年のフライブルク大学教授就任記念講演であろう。

「危険はどこにあるかと言うと、実は、大衆にあるのではありません。被支配者層の経済状態がどうか、ということではなくして、現在の支配階級および上昇しつつある階級に、政治的能力を賦与することこそが、社会政策の問題にとっても、究極の内容をなすのです。われわれの社会政策事業の目的は、この世を幸福にすることにあっては、現代の経済発展のためにバラバラになった〔ドイツ〕国民を、来るべき困難な闘いに備えて、社会的に統一することにあります。現在の労働者運動には残念ながら、政治的感覚というものが欠けていますが、もし、幸いにして、政治的感覚を身につけた『労働貴族層』を、実際に創り出すことができたなら、その時こそは、ブルジョアジーの腕では担いきれないように見える槍が、ブルジョアジーよりも逞しい労働貴族層の肩に移されてよいでしょう。だが、そうなるまでには、前途なお程遠いように思われます。

現在の問題として、われわれに分っていることは、次の一事です。それは、巨大な政治的教育事業が行われねばならないこと、そして、わが国民の政治的教育というこの課題を自覚して、おのおの自分の身の小さな範囲で、この課題の実現に貢献することが、われわれにとって何よりも厳粛な義務だ、ということにあります。そして、わが国民の政治的教育こそは、まさしく、同時にわれわれの科学の究極目標でなければなりません。<sup>19)</sup>

「バラバラになった〔ドイツ〕国民を、来るべき困難な闘いに備えて、社会的に統一する」にあたり、資本の能動的基盤たる賃労働を問題とする限り、資本にとって最も合理的な賃労働こそが必要とされることは、ドイツ・ブルジョア資本の場合もまた、決して例外ではない。しかも、同時にそれは、ブルジョア経済体制としてのドイツ国民経済の安定的構築のためにも不可欠な一契機であること、言うまでもなからう。したがって、この点との問題の関連で言えば、当のウェーバーが是非とも必要であると見なしたものは、それは、この合理的ドイツ賃労働者層の現実的形成だったのではないか。だからこそ、彼は、帝国主義転化の渦中にある当該の歴史段階におけるドイツの現実を直視して、労働貴族層を中心とする上級労働者階層全般により実際に担われるべき合理的エートスを、ドイツ社会近代化の実践的要請に照らしつつ、学問的に問題とせざるをえなかったのではなからうか。

すなわち、熟練労働者層・労働貴族層の生活態度上の資質、ないしは、政治的教育によって獲得される精神的特性としての「経済的合理主義」は、まさに、当時のドイツに現存していた賃労働者階層との積極的関わりにおいて問題とされたのであって、こうした意味で、ウェーバーその

人にある現実的な問題意識は、あくまでも、この世紀転換期におけるドイツ資本主義・帝国主義の現実に向けられていたと見る理解（「精神論」執筆に関する「動機の意味理解」）は、はたして、全く不可能であろうか。かつて、大塚久雄氏は、「資本主義精神」を、「ただ『資本家』（あるいは資本主義的『企業家』）によってのみ抱かれているような精神」と考えるブレンターノ（Lujo Brentano）とトーニー（Richard Henry Tawney）とによるウェーバー批判に、鋭い反批判を加え、「ヴェーバーのばあい『資本主義の精神』は、実に、『資本家』（企業家）層と『賃金労働者』層、すなわち、近代経済社会の基幹部分をなす二つの社会層のいずれもが抱いている共通の心的態度を意味していた<sup>20)</sup>」ことを力説した。この点の重要性は、自明であろう。だが、わたしには、ウェーバーが、「資本主義の精神」を、ブレンターノ＝トーニー的な単なる「資本家精神」ではなく、労働者層によってもまた担われるエートスと捉えたことの意味は、合理的ドイツ賃労働の今日の形成という点との積極的関連でこそ、ことのほかりアルで重要な問題的拡がりを持つ、と思われる。事実、ウェーバーは、高級労働に携わるプロテスタント数の相対的多数という客観的現実のなかに、こうした合理的賃労働者階層の、ドイツにあるの貴重な胚芽を看取しているのである。

このように見てくると、「精神論」とは、資本にとって合理的であるとともに、国民経済の安定のためにも不可欠な賃金労働者階層の育成・陶冶論であり、こうした合理的賃労働の歴史的生成を、あくまでもドイツの現代的課題との実践的対決を強く意識しながら、発生史的に追究した作品だったように思われる。この意味では、「精神論」には、「世襲財産論」同様、「ドイツ帝国主義の合理的建設論」という重大な意味合いが込められていたのである。「世襲財産論」と「精神論」の関連を問うた当初の問題に立ち返って、ここで一定の整理を行っておくと、前者が、主として土地所有の契機に着目した「ドイツ帝国主義の合理的形成論」だったとすれば、他方の「精神論」は、資本と賃労働の両契機に主要な着眼点を置いて展開された、すぐれてプラクティカルかつ壮大な、「ドイツ帝国主義の合理的建設論」としての現実的意義を豊かに内包する作品であった。わたしには、このような理解を想到して初めて、両作品におけるウェーバーの問題意識の内面的な連繋を過不足なく認識することが可能になると思われる。

### 3 研究史批判

さて、ウェーバー論ならびにフィデイコミスをめぐる従来の研究史にあつては、一般に、世襲財産論に関するウェーバーの議論の単純ではない内容は、永く、必ずしも充分理解されず、むしろ、無視されてきたのではないだろうか。その典型例が、モムゼン（Wolfgang J. Mommsen）とヘス（Klaus Heß）であろう。一方のモムゼンが、「ウェーバーは、世襲財産制（Fideikommissinstitut）と授爵書賦与行為（Briefadelspraxis）とのなかに、大ブルジョアジーの頂点的部分を味方に引き入れることにより、ぐらつき始めた自らの社会的地位を打ち固めようとする保守派のあからさまな努力以外のなにもものをも認めなかった<sup>21)</sup>」と言い切るとすれば、他方、ヘスは、「特徴的なことだが、国民経済学者と歴史家は、おおむね一致して、〔世襲財産に対する〕多かれ少なかれきっぱりとした拒否の立場を取った人人に属していた。決定的な反対者は、ブレンターノ、コンラート（Johannes Conrad）、そして、ウェーバーである<sup>22)</sup>」と見る皮相な姿勢を変えないのである。しかし、ウェーバーは、プロイセン＝ドイツ世襲財産（所有者）の全部的一括把握を行ったのでは決

してなく、ドイツ世襲財産制全体に対する全面批判の見地に立ったわけでもない。それどころか、むしろ逆に、ウェーバーの「世襲財産論」とは、「小世襲財産」の新設に厳しい批判の眼を向けつつ、同時に、別種の世襲財産（＝「大世襲財産」）に固有な「肯定的な経済的意義」<sup>23)</sup>を高く評価する深い認識が掘り下げられる世界であった。わたしは、この点、すなわち、一言にして、ウェーバーの立論におけるアンビバレントな正負両面の一体的把握の重要性を繰り返し強調してきた<sup>24)</sup>。モムゼンやヘスのように、世襲財産制を支持するか否かの安直な色分けに終始する、肯定・評価と否定＝反対の平板な二分法の一面性は、明らかなのである。

#### 4 「小世襲財産」と「大世襲財産」

だが、最近ようやく、ウェーバー「世襲財産論」の二面的ではあれ、論理的に首尾一貫した固有の認識は、ドイツ人研究者によっても、次第に、正当な評価を受け始めたと思われる。この点では、ヴィーンフォルトが、最新の研究論文「領主裁判制、世襲財産、結社——近代ドイツにおける貴族と法——」において、わたしの1994年の論考を参照した上で、基本的に本稿の把握に重なる理解を示したことが注目される。その概要は、およそ次のとおりである。すなわち、「なるほど、『大世襲財産』は、18世紀には、すでに、永く定住する高級貴族の家系によって頻繁に創設された。だが、世襲財産は、19世紀末には、各邦、とりわけ、プロイセンにより優遇され、猛烈な政治的反動を惹き起す量的拡張を遂げたのである。ウェーバーならびにテニエス（Ferdinand Tönnies）にあって、この法制度は、概して、市場経済のルールを失効させようと努める貴族が持つ後向き（rückwärtsgewandt）伝統主義のあかしと解釈された。19世紀の土地所有史において、農業改革史は、市場経済的有産者社会の成立と不可分の関係に立つ。これに対して、世襲財産は、言わば、その対抗モデルとしての役割を演じた。

テニエスが恐れたのは、市民社会の私有原則に対立する『伝統的封建性（Feudalität）』の体現者たる『貴族の大土地所有』が農村において政治的・文化的自律（Autonomie）を強めることだったが、ウェーバーの場合は、必ずしもそうではない。彼の批判の矛先は、むしろ、ブルジョア階級に向けられていたのである。ウェーバーは、一世紀以上の永きに亘り存続するものも含まれる世襲財産を所有する旧来からの裕福な貴族よりも、『成金世襲財産』によって名目貴族化を求めた資本家の『レントナー的存在』を強く非難した。事実、ウェーバーが批判したのは、その大半が1000ヘクタールにも満たぬ『比較的小さな所有地』に多数設定された、1880年代以降の新しい世襲財産だった<sup>25)</sup>、と。

ヴィーンフォルトが、ウェーバーによる「小世襲財産」と「大世襲財産」の識別を、大筋において読み取っていることは明らかである。ウェーバーは、19世紀末から20世紀初頭期における「小世襲財産」の形成を視界に収めて、ドイツ資本主義との関連を意識しつつ、ブルジョア的合理性の観点に照らして、その固有の難点を厳しく批判した。別の角度から見ると、貴族化の物的土台を担ったこの「小世襲財産」は、同時に、小さな森林地しか持たぬか、あるいは、それを基本的<sup>26)</sup>に欠く点で、大土地所有のなかでも比較的規模の小さな「純農業的世襲財産」なのであった。

#### 5 「森林世襲財産」の存在

これに加えて、当時、世襲財産の設立を促進したもう一つ別の経済的根拠が認められることを

見逃してはならない。それは、500ないし1000ヘクタール規模の大きさを下限として初めて経営上成り立ちうる林業である。ウェーバーは、「小世襲財産」と「大世襲財産」の所有規模の対比のみならず、「土地範疇<sup>27)</sup>」に注目して、「農業世襲財産<sup>28)</sup>」(landwirtschaftliches Fideikommiss)と「森林世襲財産<sup>29)</sup>」(Forstfideikommiss)の固有の違いにも光を当てるのである。彼のフィデイコミス論は、この点から見ても、決して単純平易なものではない。

さて、1895年時点で、プロイセンの世襲財産総面積中、実に46パーセントもの土地が「森林世襲財産<sup>30)</sup>」であり、ここでは、概して、数多くの「経済的に成功した経営<sup>31)</sup>」が主流を占める。「森林世襲財産」の存在は、注目に値しよう。世襲財産の形成がとりわけ進められた土地種類の一つとしての森林地を軽視することはできないのである。だが、世襲財産総面積の半分近くもの規模に達した森林地の存在は、土地の世襲財産としての属性の「帰結<sup>31)</sup>」ではなく、むしろ、因果連関はその逆だったと見るのが穏当であろう。すなわち、木材の生育期間が長いこと、そして、経営資本が比較的少額で済むこと等の林業につきものの特性が、森林世襲財産化の傾向を助長したのである。また、世襲財産は、相当程度、「伐採のやり過ぎ<sup>32)</sup>」(Entwaldung)を防止するであろうと、もし主張されるとすれば、それは、あまりにも誇張に過ぎようが、しかし、少なくとも、世襲財産において、「森林破壊<sup>33)</sup>」(Walddevastationen)が生起しない可能性は、相対的に高まるとは言える。さらに、昔から見られる一箇の「封建的感覚<sup>34)</sup>」と言うべき、文化史的・経済史的にきわめて重要な「森とともに生きる喜び<sup>35)</sup>」(Freude am Walde)というあまねく知られた経験が、世襲財産森林の質の高さを維持することに繋がったと見るべきでもあろう。その上、シュレージエンのミリチュ郡(Kreis Militsch)のように、広大な世襲財産面積を持つクライスの森林の平均純収益が高い点も、良質の森林が世襲財産化された結果の反映にほかならない。

このように、「森とともに生きる喜び」を語るウェーバーは、「森林世襲財産」について、「森林破壊」を推し進めず、むしろ、それを阻止する方向に働く機能を持つと捉えるのである。ヴィーンフォルトの最近の指摘<sup>36)</sup>によれば、森林とは、「公共の利益」(Allgemeinwohl)という「ドイツ語の語意」(die deutsche Grammatik)において、ドイツ人のアイデンティティーを形作るきわめて重要な一要素に昇りつめているのである。所轄のプロイセン官庁は、世襲財産の設定を認めるか否かの判断を下すにあたり、しばしば、「森林の保護」を、認可の根拠ないしは条件に挙げたが、それは、実のところ、「公共」(Allgemeinheit)の側からの国家に対する正当な要求でもあった。国は、「国民福祉」のコンテクストで、世襲財産問題に対処しなければならなかったのである。世襲財産を構成する一契機たる「森林世襲財産」には、このように、「公共」あるいは「公共の利益」とも密接に関わる深遠な問題領域が潜んでいたのである。

### Ⅲ 結びに代えて——「公共の利益」

ここで、ワイマル憲法の発布を受けて、世襲財産の廃止を決定した1920年の「プロイセン家族世襲財産強制廃止令<sup>37)</sup>」の重要性が想起されるであろう。同法は、その第2章において、「公共の利益」(das öffentliche Interesse)に照らした森林ならびに他要素の維持<sup>38)</sup>を謳ったからである。わたしは、すでに、別稿<sup>39)</sup>を用意して、当該「廃止法」、とりわけ、同法独自の「森林農場」

第1表 ナッサウ（Nassau）の「葡萄畑農場-世襲財産」（Weingut-Fideikommiss）

（単位：ヘクタール）

	庭園 建中 物庭	草 地 農耕地	森 林	葡萄畑	合 計	貸出地
Graf zu Eltz	2.25	43.52	—	27.88	73.65	38.02
Graf v. d. Groeben	18.41	8.49	—	14.12	41.02	8.49
Graf Ingelheim Echter zu Mespelbrunn	3.02	65.87	2.43	16.07	87.39	59.06
Fürst Isenburg-Birstein	—	—	—	4.32	4.32	—
Freiherr v. Künsberg	0.2	—	—	5	5.2	—
Freiherr Langwerth von Simmern	16.57	26.55	109.04	31.02	168.34	15.08
Fürst Löwenstein-Wertheim-Rosenberg	—	5.4	—	10	15.4	—
Graf Matuschka-Greifenclau	5	207	208	30	450	175
Fürst Clemens v. Metternich Winneburg	7	65	253	26.67	351	11
Großherzoglich Luxemburgisches Haus-Fideikommiss	—	—	—	4	4	—
Nassau-Oranisches Fideikommiss	2.65	53.75	—	40.25	95.65	22.25
Frhr. v. Preuschen v. Liebenstein	—	—	—	7	7	—
Frhr. v. Ritter zu Gruensteyn	6.6	139.84	96.2	11.68	254	127.11
Graf v. Schönborn-Wiesentheid	1.68	134.93	1.75	19.69	158.06	135.39
Graf v. Walderdorff	5	1,250	589	10.3	1,854.3	1,155

（注） 15人が持つ葡萄畑の総面積は、258ヘクタールで、本文中の12人=220ヘクタールにほぼ符合する。

（出典） Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz, I HA, Rep. 84a, Justizministerium, Nr. 50098, Bd. 1, Bl. 41, より作成。

（Waldgut）規定（第12・13項）の意義について考察を加えた。本稿においては、したがって、この別稿との内容上の重複を避け、そこでは取り扱われていない別の問題点的を絞りたい。第2章第15項の「葡萄畑農場」（Weingut）が、それである。「森林世襲財産」同様、「葡萄畑」もまた、それが世襲財産である限り、廃止の対象とされたのである。では、現実のワイン醸造業者は、この問題にどのように対処したのか。以下では、『プロイセン枢密文書館』（Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz）<sup>40)</sup>所蔵史料を用いて、この点を検討するが、使用資料の制約上、問題の全面的検証には遠く及ばぬ個別事例の分析にとどまることを、あらかじめ断っておきたい。

フランクフルト・アン・マインの上級地方裁判所に宛てて、1919年10月2日、第1表に挙げた15人の経営者は、世襲財産の存続を求めて、次のように請願した。彼らは、全員、拘束的所有のもとにある「葡萄畑農場」を持つ葡萄栽培兼ワイン醸造業者（Winzer）である。国有地（Staatsdomäne）とガイゼンハイム（Geisenheim）の教育施設とならんで、世襲財産農場（Fideikommissgut）は、葡萄畑の集約的経営・管理、とりわけ害虫駆除の点で、常に自余の経営者のための模範を示し、最高級ワイン産地としてのラインガウ（Rheingau）全体の世界的名声にとってきわめて貴重な役割を担ってきた。この種の拘束的葡萄栽培地の一体的まとまりをこわして、細分してしまうと、計り知れない損害がもたらされること、必定であろう。高級ワインとは、ドイツの外貨獲得上少なからぬ価値を持つ輸出品目の一つなのである。比較的大きな「葡萄畑-<sup>41)</sup>世襲財産」（Weinberg-Fideikommiss）が廃止されても、それは、経済的に非力な小経営者にとっ

ての利益にならないことは、多くの専門家が一致して認めるところでもある。この家族農場（Familiengut）を公共の福祉（Gemeinwohl）のために最善の仕方でも存続させるためには、葡萄畑を維持するだけでは不十分であって、経済的・組織的にこれと不可分の農耕地・牧草地・森林の全体を統合する必要がある。一方では、牛糞を中心とした天然の肥料を葡萄畑の土壤に供給しなければならないとすれば、他方、しばしば起りうる葡萄の不作に柔軟に対処しうる経営上の体力をつけておくことも、大切であろう。これに対して、没落を免れえなかつた小経営者が辿った悲運は、戦前のあの葡萄園主破産（Winzerkrach）の結末を見れば、一目瞭然である。「葡萄畑-世襲財産」を廃止する経済的必要性は無いと断ずるほかあるまい。また、入植を目的として土地が分割されると、葡萄栽培地に必要な集約的経営は不可能となるので、葡萄畑は、入植用としても全く不向きと言ってよい。

所有地の分布状況に視点を移せば、一言にして、ラインガウ地域全体の20世紀初頭期の状態は、きわめて良好である。当該地域の公共の福祉にとって持つ比較的大きな古い葡萄栽培地の経済的重要性に、疑問の余地はない。1902年の一統計資料によれば、葡萄栽培地の全面積2308.50ヘクタール中、12人の持ち主から成る拘束的所有地には約220ヘクタールが属するだけであって、これに続くのが、国有地91ヘクタールと教育施設の5ヘクタールほどの土地なのである。これらの面積規模は、それほど広大なものではない。フィデイコミスの土地よりも、むしろ、小農民や手工業者が借地するゲマインデ中の零細地の総体の方がはるかに広い。これに対して、ラインガウ地域の拘束的所有地は、森林を含めても、全面積の4.5パーセントに過ぎず、ヴィースバーデン県を見れば、わずか2.6パーセントを成すだけなのである。なるほど、ラインガウの葡萄畑経営のなかには、こうしたフィデイコミス以外にも、良質のワインを産出する少なからぬ葡萄栽培地が含まれてはいよう。だが、それらは、その非拘束的な「自由所有」故に、何代もの永きに亘り、末永く維持されることは、めったにないと言わなければならない。

「葡萄畑-世襲財産」を存続させる利点は大きいのである。フィデイコミスの廃止後、ただちに生じる事態として、以下のような一連の動きが考えられるからである。すなわち、遺留分の決定・共同管理権者（Kondominatsmitbesitzer）の取り分の支払い・男系親族もしくは自余の年金受給権者への遺産分与、これに加えて、卑属への所有変更の際に支払われるべき高額相続税およびその他の租税負担等が、それである。こうして、事態は、巨額の負債にとどまらず、財産の大々的な売却へと向かうほかないであろう。世界的名声を博した葡萄栽培地の悲劇的結末は、明らかである。「公共の利益」・「公共の福祉」の観点に照らしさえすれば、「森林農場」同様、高級ワイン醸造を担う「葡萄畑農場」の存続が切に望まれるのは、けだし当然と言うべきなのである。

ラインガウの「葡萄畑-世襲財産」所有者の主張は、およそ以上のようなものだった。フィデイコミスの一契機たる「葡萄畑-世襲財産」にもまた、このように、「森林世襲財産」同様、ドイツの「公共」ないしは「公共の利益・福祉」に関わる深遠な問題が潜んでいたのである。これを、本稿の結語としたい。

※本稿は、科学研究費補助金基盤研究(C)「ドイツ近現代史における地域経済-地方自治の相関と国際比較——戦後期を展望して——」（2010～2013年度）による研究成果の一部である。

## 注記

- 1) フィデイコミス問題は、永く、「ドイツの歴史学において等閑にされてきたテーマ」（Monika Wienfort 氏の筆者宛2012年12月7日付私信）の一つであるが、最近ようやく本格的な介入が始まりつつある。近年の重要な研究として、Eckart Conze, *Adeliges Familienbewusstsein und Grundbesitz. Die Auflösung des Gräfllich Bernstorffschen Fideikommisses Gartow nach 1919*, in: *Geschichte und Gesellschaft*, 25. Jahrgang 1999, Heft 3, *Deutscher Adel*, S. 455-479; René Schiller, *Vom Rittergut zum Grossgrundbesitz. Ökonomische und soziale Transformationsprozesse der ländlichen Eliten in Brandenburg im 19. Jahrhundert*, Berlin, 2003, S. 299-333 u. 346-348; Mareike Mayer, *Institute für eine langfristige Bindung des Privatvermögens in einer Familie durch Verfügung von Todes wegen in Deutschland, Frankreich und der Schweiz*, Baden-Baden, 2008, S. 26-73; Roland Gehrke, *Besitztypen-Wirtschaftsformen-Einnahmequellen: Die ökonomischen Grundlagen des schlesischen Adels vom hochmittelalterlichen Landesausbau bis ins 20. Jahrhundert*, in: Joachim Bahlcke u. Wojciech Mrozowicz (Hrsg.), *Adel in Schlesien*, Bd. 2, *Repertorium: Forschungsperspektiven-Quellenkunde-Bibliographie*, München, 2010, S. 93-118; Monika Wienfort, *Gerichtsherrschaft, Fideikommiss und Verein. Adel und Recht im modernen Deutschland*, in: Jörn Leonhard and Christian Wieland (Eds.), *What Makes the Nobility Noble? Comparative Perspectives from the Sixteenth to the Twentieth Century*, Göttingen, 2011, pp. 90-113, を参照。  
E. Conze, R. Schiller, R. Gehrke そして M. Wienfort の各氏は、わたしの1994年の論考、*Die wirtschaftliche und soziale Bedeutung der Fideikommissfrage in Preußen 1871-1918*, in: Heinz Reif (Hrsg.), *Ostelbische Agrargesellschaft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik. Agrarkrise, junkerliche Interessenpolitik, Modernisierungsstrategien*, Berlin, 1994, S. 73-93, を参照・引用している。
- 2) Vgl. Max Weber, *Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen (1904)*, in: *Max Weber Gesamtausgabe*, Abt. I, Schriften und Reden, Tübingen, 1998, Bd. 8, S. 104f.
- 3) Vgl. M. Wienfort, *Gerichtsherrschaft*, S. 99.
- 4) M. Weber, *Betrachtungen*, S. 159ff.
- 5) *Ebenda*, S. 170.
- 6) *Ebenda*, S. 155 Anm. 49)
- 7) *Ebenda*, S. 170.
- 8) *Ebenda*, S. 162.
- 9) *Ebenda*, S. 175 u. 183.
- 10) *Ebenda*, S. 164ff.
- 11) 加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義——プロイセン農業・土地問題の史的考察——』勁草書房、1990年、第三篇、加藤房雄『ドイツ都市近郊農村史研究——「都市史と農村史のあいだ」序説——』勁草書房、2005年、第三章、Fusao Kato, *Bedeutug*, S. 73-82, 参照。
- 12) M. Weber, *Betrachtungen*, S. 185. 傍点は引用者。
- 13) Wolfgang J. Mommsen, *Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920*, 2. Auflage, Tübingen, 1974, S. 102.
- 14) Hans Mottek, Walter Becker u. Alfred Schröter, *Wirtschaftsgeschichte Deutschlands. Ein Grundriss. Band 3, Von der Zeit der Bismarckschen Reichsgründung 1871 bis zur Niederlage des faschistischen deutschen Imperialismus 1945*, 3. Auflage, Berlin, 1977, S. 182, 大島隆雄・加藤房雄・田村栄子（訳）『ドイツ経済史——ビスマルク時代からナチス期まで（1871-1945年）——』大月書店、1989年、151頁。

- 15) W.J. Mommsen, *Max Weber*, S.104.
- 16) Richard Henry Tawney, *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century* (1912), New York, 1967, p.1.
- 17) なお、藤岡惇氏のアメリカ南部経済論によれば、「南部地主制にたいするニコルズの政策的主張は、ドイツにおける M. ウェーバーの立場とあい通じるものがある」。藤岡惇「合衆国南部の『サンベルト化』の経済的意味（上）」『立命館経済学』第31巻、第3号、1982年、8月、141-142頁の注68)。これに加えて、藤岡惇『サンベルト米国南部——分極化の構図——』青木書店、1993年、第4章、をも併せて参照。
- 18) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』233-238頁の注89参照。
- 19) M. Weber, *Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik*, in: *Gesammelte Politische Schriften*, 4. Auflage, Tübingen, 1980, S. 23f., 田中真晴（訳）『国民国家と経済政策』未来社、1959年、58-59頁。傍点は引用者。
- 20) 大塚久雄「マックス・ヴェーバーにおける資本主義の『精神』」（1964-65年）、『大塚久雄著作集』第8巻、岩波書店、1969年、20-21頁。傍点は原文のまま。
- 21) W.J. Mommsen, *Max Weber*, S.102.
- 22) Klaus Heß, *Junker und bürgerliche Großgrundbesitzer im Kaiserreich. Landwirtschaftlicher Großbetrieb, Großgrundbesitz und Familienfideikommiss in Preußen (1867/71-1914)*, Stuttgart, 1990, S. 159f.
- 23) M. Weber, *Betrachtungen*, S. 169 Anm. 59).
- 24) 加藤房雄『ドイツ世襲財産』162頁以下、同『都市近郊農村史』43頁以下参照。
- 25) Vgl. M. Wienfort, *Gerichtsherrschaft*, S. 98-103. 傍点は引用者。
- 26) Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz（以下 GStA PK と略記）I HA, Rep. 84a, Justizministerium, Nr. 50098, Bd. 1, 1919-1927, Frage zur Zwangsauflösung der Familiengüter mit Waldbesitz und mit Weinbergbesitz sowie von Deich- und Landgütern, Bl. 63.
- 27) M. Weber, *Betrachtungen*, S. 105.
- 28) 29) *Ebenda*, S. 135ff.
- 30) M. Wienfort, *Gerichtsherrschaft*, S. 102.
- 31) 32) 33) 34) 35) M. Weber, *Betrachtungen*, S. 106.
- 36) Vgl. M. Wienfort, *Gerichtsherrschaft*, S. 102.
- 37) Verordnung über die Zwangsauflösung der Familiengüter und Hausvermögen (Zwangsaufhebungsverordnung). Vom 19. November 1920, *Preußische Gesetzsammlung*, Jg. 1920, Nr. 47, S. 463-513.
- 38) *Ebenda*, S. 473ff.
- 39) 加藤房雄「ワイマル期ドイツの世襲財産と森林問題——『世襲財産廃止法』の意義——」『歴史と経済』誌掲載予定（巻号未定）。
- 40) Vgl. GStA PK, I HA, Rep. 84a, Justizministerium, Nr. 50098, Bd. 1, Bl. 40-42.
- 41) GStA PK, I HA, Rep. 84a, Justizministerium, Nr. 50098, Bd. 1, Bl. 41.